

「人間関係士（中級）」資格認定制度規則

（目的）

第1条

一般社団法人日本人間関係学会（以下、「本学会」と称する。）は、「人間関係士」取得者や社会生活で今後もよりよい人間関係を構築するための適切な人間関係力を身につけようと意欲的に活動している人に人間関係士（中級）の資格を付与する認定事業を行う。

（資格認定委員会）

第2条 資格認定委員会

本学会は、人間関係士資格認定の業務を行うため、「人間関係士（中級）」認定審査委員会（以下、認定審査委員会と称する）を置く。その運営は、別に「人間関係士（中級）」認定審査委員会細則に定める。

（資格認定申請要件）

第3条 認定に必要な資格申請要件は、「人間関係士（中級）」資格認定審査委員会細則に定める。

（認定の申請）

第4条 認定の申請は、別に「人間関係士（中級）」資格申請手続き細則に定める。（細則はこれから検討します・杉山）

（名簿の記載）

第5条 「人間関係士（中級）」の認定を受けたものは、名簿に記載される。

（資格取消し）

第6条 認定を受けた後、不正が明らかになった場合は、その認定は取り消される。

（規則の改廃）

第7条 本規則の改廃は、本学会理事会での審議と承認により、理事長が決定する。

附則

この規則は、2017（平成 29）年 8 月 6 日から施行する。